設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年３月13日受付分）

特定非営利活動法人えん

縦覧期間

令和８年３月13日（金）から
令和８年３月27日（金）まで

特定非営利活動法人えん定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人えんという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、障がい者及びその家族等に対して、障害福祉サービスに関する事業を行い、障がい者の積極的な地域社会への参加を促し、障がい者が生きがいを持ち、健やかに安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
⑴　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

第３章　会員

（会員の種類）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
⑴　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
⑵　賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
⑴　退会の申し出があったとき。
⑵　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
⑶　継続して２年以上会費を滞納したとき。
⑷　除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数３分の２以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
⑴　法令、定款に違反したとき。
⑵　この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第13条　この法人に次の役員を置く。
⑴　理事　３人以上６人以下
⑵　監事　１人以上２人以下
２　理事のうち、１人を代表理事とする。

（選任等）
第14条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　代表理事は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が

１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）
第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
３　代表理事以外の理事は、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる業務を行う。
⑴　理事の業務執行の状況を監査すること。
⑵　この法人の財産の状況を監査すること。
⑶　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
⑷　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
⑸　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
⑴　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
⑵　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
２　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
⑴　定款の変更
⑵　解散
⑶　合併
⑷　事業報告及び決算
⑸　役員の選任又は解任及び報酬
⑹　入会金及び会費の額
⑺　会員の除名
⑻　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
⑴　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
⑵　正会員総数２分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
⑶　第15条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日か

ら30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　前２項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第２項、次条第１項第３号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
⑴　日時及び場所
⑵　正会員の現在数
⑶　総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
⑷　議長の選任に関する事項
⑸　審議事項
⑹　議事の経過の概要及び議決の結果
⑺　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記

載した議事録を作成しなければならない。
⑴　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
⑵　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
⑶　総会の決議があったものとみなされた日
⑷　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
⑴　事業計画及び予算並びにその変更
⑵　理事の職務
⑶　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
⑷　事務局の組織及び運営
⑸　総会に付議すべき事項
⑹　総会の議決した事項の執行に関する事項
⑺　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
⑴　代表理事が必要と認めたとき。
⑵　理事総数の２分の１以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
⑶　第15条第５項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第37条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条　各理事の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第39条　理事会の議事については､次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　日時及び場所

⑵　理事の現在数

⑶　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）

⑷　審議事項

⑸　議事の経過の概要及び議決の結果

⑹　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）

第40条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

⑴　設立当初の財産目録に記載された資産

⑵　入会金及び会費

⑶　寄付金品

⑷　事業に伴う収益

⑸　資産から生じる収益

⑹　その他の収益

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）
第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。
２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）
第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

⑴　総会の決議

⑵　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

⑶　正会員の欠亡

⑷　合併

⑸　破産手続開始の決定

⑹　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章　雑則

（施行細則）

第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	成田　寛和
理　　事	和田　奈美
同	北野　秀貴
監　　事	山本　直美

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和９年５月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和９年３月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	個人	団体
⑴　正会員		
①　入会金	5,000円	10,000円
②　年会費	5,000円	10,000円
⑵　賛助会員		
①　入会金	3,000円	6,000円
②　年会費	3,000円	6,000円

役員名簿

特定非営利活動法人えん

役　名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有　無
代表理事	なりた　ひろかず 成田　寛和	[redacted]	無
理事	わだ　なみ 和田　奈美	[redacted]	無
理事	きたの　ひでたか 北野　秀貴	[redacted]	無
監事	やまもと　なおみ 山本　直美	[redacted]	無

設立趣旨書

１　趣　旨

これまで「株式会社えん」として、障害福祉サービス事業に携わってまいりました。共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、そして移動支援等の地域生活支援事業を通じて、地域社会における障害のある方々の生活支援に真摯に取り組んできた経験があります。これらの活動を通じ、障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けるためには、地域社会全体で支え合う体制の構築が不可欠であることを強く実感しております。

近年、障害者総合支援法の改正や地域包括ケアの推進により、障害のある方の地域生活支援の重要性がますます高まっています。従来の枠組みにとどまらず、より柔軟かつきめ細やかな支援が求められる中、私たちは「株式会社えん」として培ってきたネットワークやノウハウを活かしつつ、より公益性の高い活動へと発展させる必要性を感じるに至りました。

また、事業を継続的かつ安定的に運営していくためには、地域の様々な関係機関や住民の皆さまとの連携強化、そして新たな仕組みづくりが不可欠です。そのため、営利を目的としないNPO法人としての組織形態に転換し、地域社会に対する説明責任と透明性を高め、誰もが参加・協力しやすい体制を整えることが最良の選択であると判断いたしました。

地域の多様な主体が連携し、共に学び、支え合うことで、障害のある方々が孤立することなく、豊かな人間関係の中で暮らしていける地域社会を目指し、NPO 法人として、より公益的かつ持続可能な体制で、地域の福祉に貢献していきたいと考えます。

主な活動内容

- ●共同生活援助（グループホーム）の運営
- ●居宅介護、重度訪問介護、行動援護等の在宅生活支援
- ●移動支援などの地域生活支援事業
- ●当事者及びその家族への相談支援、情報提供
- ●地域住民・関係機関との連携強化、啓発活動
- ●障害理解促進のためのイベント・研修・勉強会の開催

２　申請に至るまでの経過

２０２１年１２月	「株式会社えん」設立
２０２２年　６月	共同生活援助事業所「グループホーム園」設立
	短期入所事業所「ショートステイ園」設立
２０２３年　３月	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援事業所
	「居宅介護事業所　縁」設立

２０２６年1月２０日

特定非営利活動法人えん
設立代表者
氏名　成田　寛和

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人えん

１．基本方針

これまで「株式会社えん」として運営してきた障害福祉サービス事業を引き継ぎ、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、より公益性の高い視点に立った支援体制の構築や、関係機関・地域住民との連携を一層強化していきたいと考えています。

特に、重度の障害がある方や行動障害のある方への支援においては、収益性のみを基準とした事業運営ではなく、長期的かつ安定的に支援を継続できる法人形態が求められるため、より公益性と社会的使命を明確にした特定非営利活動法人として発展させていくことを基本方針とします。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 障害福祉サービス事業	共同生活援助	通年	加古川加古川町、野口町	グループホーム園利用者/８名	37,000
	居宅介護・重度訪問介護・行動援護	通年	加古川市別府町	居宅介護事業所縁利用者/５名	2,000
(2) 地域生活支援事業	移動支援	通年	加古川市別府町	居宅介護事業所縁利用者/５名	2,000

３．　事業実施体制

(1)　会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年２回

(2)　事務局体制

事務局長：成田寛和、　スタッフ：10名

2027年度事業計画書

特定非営利活動法人えん

１．基本方針

第２期は、１期目で築いた法人基盤をさらに発展させ、利用者一人ひとりが安心して地域で暮らし続けられる支援体制を強化することを目指します。

各事業において、利用者満足度の向上と地域との協働の深化を重点課題とし、持続可能な運営体制を構築します。

⑴　支援の質の向上

・職員研修の体系化（障害特性理解、虐待防止、医療的ケア、リスクマネジメント等）

⑵　地域とのつながり強化

・地域住民との交流イベントの開催

⑶　利用者の生活の質（QOL）向上

・共同生活援助における個別支援計画の充実

・外出支援・余暇支援の拡充

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
⑴　障害福祉サービス事業	共同生活援助	通年	加古川加古川町、野口町	グループホーム園利用者/８名	38,000
	居宅介護・重度訪問介護・行動援護	通年	加古川市別府町	居宅介護事業所縁利用者/５名	2,100
⑵　地域生活支援事業	移動支援	通年	加古川市別府町	居宅介護事業所縁利用者/５名	2,100

３．業実施体制

⑴　会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年２回

⑵　事務局体制

事務局長：成田寛和、　スタッフ：10名

特定非営利活動法人えん

2026年度活動予算書

（成立の日から2027年3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	18,000		
受取会費計		128,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 障害福祉サービス事業	39,000,000		
(2) 地域生活支援事業	2,000,000		
事業収益計		41,000,000	
５．その他収益			
受取利息	200		
雑収入	0		
その他収益計		200	
経常収益計			41,128,200
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	18,000,000		
法定福利費	2,700,000		
福利厚生費	200,000		
人件費計	20,900,000		
(2) その他経費			
売上原価	0		
通信運搬費	300,000		
減価償却費	4,000,000		
接待交際費	500,000		
会議費	400,000		
旅費交通費	600,000		
水道光熱費	600,000		
消耗品費	3,500,000		
備品費	700,000		
修繕費	1,200,000		
支払手数料	1,200,000		

科目	金額		
車両費	250,000		
地代家賃	2,556,000		
新聞図書費	50,000		
保険料	500,000		
租税公課	200,000		
支払報酬料	1,500,000		
行事費	500,000		
研修費	200,000		
その他経費計	18,756,000		
事業費計		39,656,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			39,656,000
当期正味財産増減額			1,472,200
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,472,200

特定非営利活動法人えん

2027年度活動予算書

（2027年4月1日から2028年3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	15,000		
受取会費計		65,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 障害福祉サービス事業	40,100,000		
(2) 地域生活支援事業	2,100,000		
事業収益計		42,200,000	
５．その他収益			
受取利息	200		
雑収入	0		
その他収益計		200	
経常収益計			42,265,200
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	18,200,000		
法定福利費	2,730,000		
福利厚生費	200,000		
人件費計	21,130,000		
(2) その他経費			
売上原価	0		
通信運搬費	310,000		
減価償却費	4,000,000		
接待交際費	500,000		
会議費	400,000		
旅費交通費	620,000		
水道光熱費	610,000		
消耗品費	3,600,000		
備品費	720,000		
修繕費	1,200,000		
支払手数料	1,200,000		

科目	金額		
車両費	250,000		
地代家賃	2,556,000		
新聞図書費	50,000		
保険料	500,000		
租税公課	200,000		
支払報酬料	1,500,000		
行事費	700,000		
研修費	200,000		
その他経費計	19,116,000		
事業費計		40,246,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			40,246,000
当期正味財産増減額			2,019,200
前期繰越正味財産額			1,472,200
次期繰越正味財産額			3,491,400